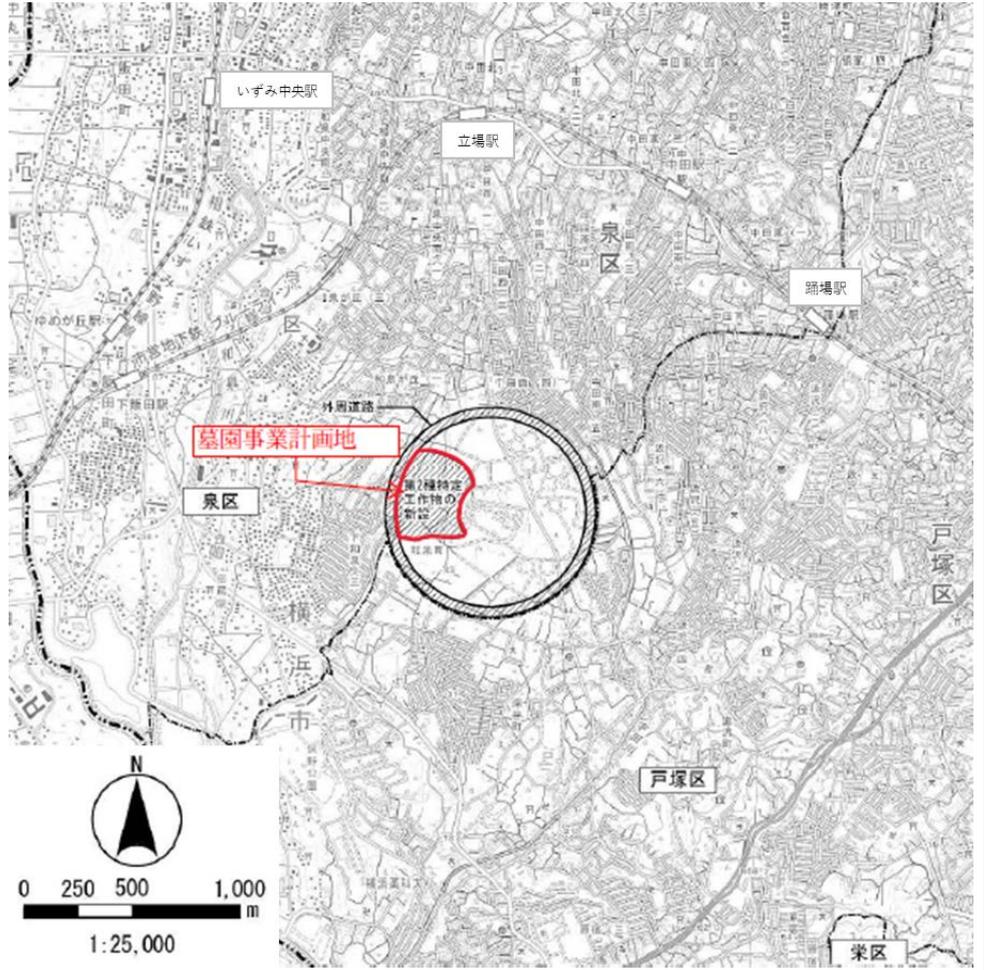


(様式2)

公共事業事前評価調書(案)

事業概要	事業名	【健福-1】(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業
	場所 (所在地)	横浜市泉区和泉町
	事業目的	超高齢社会の到来による死亡者数増加を踏まえ、今後も増加が見込まれる墓地の需要に対応するため、深谷通信所跡地に新たな墓地を整備します。
	事業内容	<p>「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業」は、四季折々の草花を楽しむことができ、憩いの場として多くの人を訪れ、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園を整備するものです。</p> <p>【墓地形態】 約30,000区画整備 その内訳は、芝生型納骨施設約15,000区画、 合葬式納骨施設約30,000体(約15,000区画)</p> <p>【所在】 横浜市泉区和泉町</p> <p>【墓地敷地面積】 約12ha</p> <p>【緑地面積】 墓地敷地面積の35%以上</p> <p>【建物設備等】</p> <ul style="list-style-type: none">・管理棟(RC造)地上1階 休憩スペース、多目的室、管理事務所、倉庫、湯沸室、便所、更衣室、書庫等・合葬式納骨施設(RC造)地上1階 地下1階、納骨室、合同埋葬室等・駐車場751台(想定)

【位置図】



事業
スケジュール

令和3年度	基本設計、環境影響評価方法書手続
令和4年度	基本設計、環境影響評価準備書手続
令和5年度	実施設計、経営許可申請、都市計画決定、 環境影響評価評価書手続
令和6年度～10年度	用地取得、事前準備工事
令和11年度～15年度	工事
令和15年度	使用者募集、指定管理者選定
令和16年度～	供用開始、使用者募集

※スケジュールは現在の想定であり、予算や事業の進ちよく状況により変わることがあります。

総事業費

約105億円 ※今後の精査により変更になる可能性があります。

項目	金額(税込)	備考
設計・測量費	約6億円	
工事	造成、造園、電気、機械	約70億円
	建築	約17億円
事務費等	約12億円	
用地費	0円	用地は国より無償で提供されます。

総事業費、長期修繕費、管理費用等をすべての財源を使用者からの使用料および管理料により賄う独立採算制による整備、運営をします。

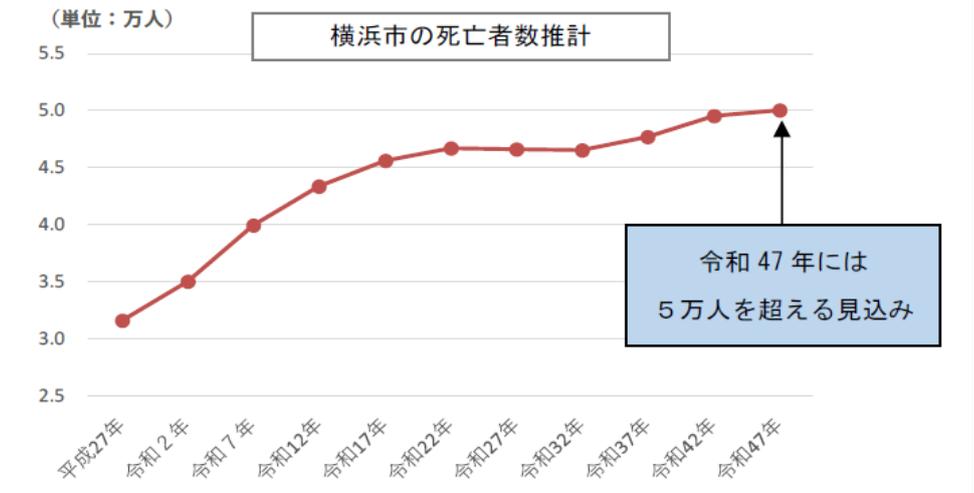
事業の
必要性

1 必要性・優先度
 平成22年度の墓地問題研究会の報告及び平成29年度実施の市民アンケート調査結果から、平成29年から令和18年までの20年間で公民併せて約10万区画の墓地を新たに整備する必要があると見込んでいます。
 墓地問題研究会報告を受け、市営墓地整備にあたっては、短期的な対応として、既存市営墓地内における空き区画の循環利用の促進と、比較的小さな面積で一定の遺骨を収蔵可能な納骨堂の整備を市営墓地内用地にて進めています。また、中長期的な対応として、市民ニーズの高いメモリアルグリーンのような緑豊かな公園型市営墓地について整備検討を進めることになっています。
 このように、全市的な課題となっている市民の墓地需要に対応するため、深谷通信所跡地にて、従来の墓石型でない緑豊かな墓地整備を進めることが必要です。

【参考1】死亡者数

①推移						
年	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
死亡者数(人)	30,733	31,833	32,684	33,487	33,594	33,923

②今後の推移					
年	R7	R17	R27	R37	R47
死亡者数(人)	39,981	45,597	46,643	47,689	50,004



【参考2】墓地需要数（H29 市民アンケート調査より）

推計には、横浜市墓地問題研究会（平成22年度開催）で用いた推計式を利用しました。

<推計式> ①現在必要数 + ②20年後までの将来必要数 = ③墓地需要数

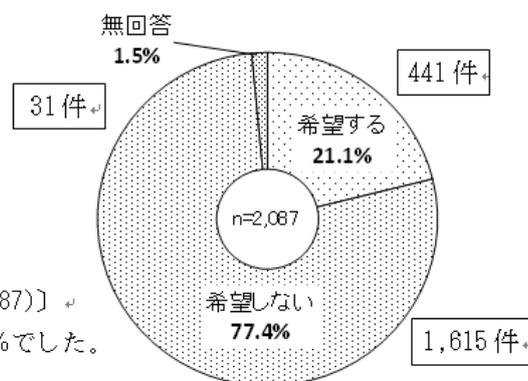
	①現在必要数 =親族のみの世帯数×遺骨保持率	②20年後までの将来必要数 =推計死亡数累計×定住志向率×墓地需要率	③墓地需要数 =①+②
今回 H29 ～48年	15,789区画 =1,052,606世帯 × 1.5%	116,906区画 =777,083人 × 71.3% × 21.1%	132,695区画
前回 H24 ～43年	13,510区画 =1,039,243世帯 × 1.3%	117,234区画 =716,941人 × 73.0% × 22.4%	130,744区画

※1 各率の計算方法（数値はいずれも今回アンケート集計結果）

- ・「遺骨保持率」1.5%…「遺骨があるので墓地が欲しい」選択（32件）／全回答（2,087件） 2(3)アより
- ・「定住志向率」71.3%…「市内に住み続けたい」選択（1,488件）／全回答（2,087件） 報告書より
- ・「墓地需要率」21.1%…「墓地の取得を希望する」選択（441件）／全回答（2,087件） 2(2)より

※2 平成48年までの墓地需要数132,695区画から、平成29年現在の供給可能墓地数30,126区画を差し引いた、102,569区画が平成48年までの墓地整備必要数となります。

【参考3】墓地需要率 (H29 市民アンケート調査より)



墓地需要率〔回答対象：全員（=2,087）〕

墓地の取得を希望する回答は、21.1%でした。

2 上位計画における位置づけ

- (1) 横浜市中期4か年計画2018～2021（平成30年10月） 新たな市営墓地の整備については、政策17「地域で最後まで安心して暮らせる在宅医療・介護連携等の推進」の主な施策（事業）に位置付けられています。「別紙1」
- (2) 跡地利用基本計画（平成30年2月）の中で、全市的な課題を解決するために、将来的に不足が懸念されている墓園の整備を目指すとされています。「別紙2」

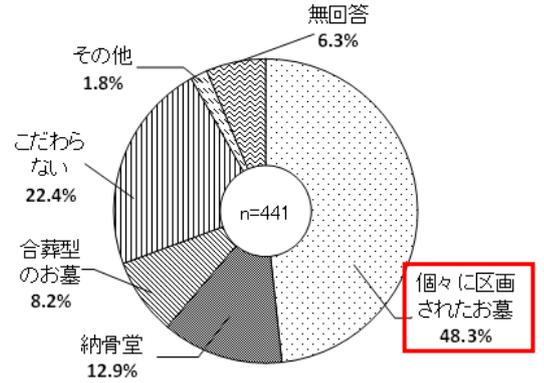
3 適地性

市民アンケート調査結果から、個々に区画されたお墓及び公園機能を持った墓地が望まれていることが分かりました。公園型市営墓地整備にあたっては、一定規模以上の敷地を確保する必要があるため、市内で大規模な土地利用が可能となる状況をとらえ整備を検討していくことになっており、一定規模を有する深谷通信所跡地での墓地整備検討を進めました。

また、当該地には豊かな自然が広がっているため、緑豊かな公園型墓園を整備する本事業との調和が見込めます。

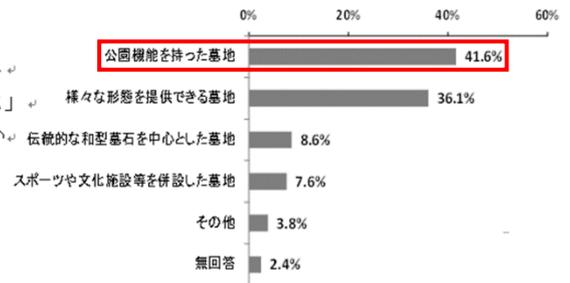
【参考4】取得したい墓地の形式
(H29 市民アンケート調査より)

「個々に区画されたお墓」(48.3%)
が最も多く、「こだわらない」(22.4%)
「納骨堂」(12.9%)、「合葬型のお墓」
(8.2%)がそれに続く回答でした。



【参考5】今後、横浜市が市営墓地を計画する場合の墓地形態
(H29 市民アンケート調査より)

「豊かな緑に囲まれ散策や憩いの場として利用できる公園の機能を持った墓地」(41.6%)にすべき、との考えが最も多い回答でした。



4 公的関与の必要性

墓地は生活を営むにあたっての重要な都市施設であり、墓地経営にあたっては持続性、非営利性が求められています。そのため、厚生労働省通知によると、墓地経営主体は地方公共団体が原則であり、これに寄りかたい事情があっても宗教法人又は公益法人に限られるとしており、本来であれば墓地は公共が整備をして安定的な供給を目指すことが必要です。しかしながら、高度成長期以降、市営墓地の量的供給が難しく、宗教法人等の民営による墓地整備が中心となってきた事情等歴史的な経過から、人口10万人あたりの公営墓地区画数では、東京都と政令市を合わせた20の大都市の内、15位と他都市と比べても十分とは言えません。

一方、公営にも民営にもそれぞれ特性や強みがあり、互いの特性を活かしながら安定して適切な墓地の供給を図っていくことが市民の墓地需要を満たすためには必要です。

市内の新規墓地建設のうち、約半数で周辺住民と事業者との間で紛争が発生したことや、宗教法人の名を借りて実質的に経営の実権を営利企業が握るいわゆる「名義貸し等」への懸念から、その方策が求められ、本市では「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」を平成23年に改正しました。改正前に比べ財務に関する基準が強化されたこと等から、条例改正後の民営墓地の整備状況は以前よりも少ない件数で推移しています。従って、民営墓地の供給のみで多数の市民ニーズを満たすことは難しい状況にあります。

また、墓地に対する市民のニーズが多様化してきており、これに対応する形態や、周辺住民や環境に配慮した緑豊かな墓園を供給するためには、市営墓地整備が必要です。

【参考6】

厚生省生活衛生局長通知「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日）では、「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人に限られる」としています。

また、同通知では「地方公共団体が行うのが望ましい理由は、墓地については、その公共性、公益性にかんがみ、住民に対する基礎的なサービスとして需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましいと考えられること、将来にわたって安定的な（破綻の可能性がない）運営を行うことができ、住民がより安心して利用できることである。このため、例えば市町村が地域の実情を踏まえた墓地の設置等に関する計画を立てる仕組みの導入等も有効であると考えられる。宗教法人や公益法人も非営利性の面では墓地経営の主体としての適格性は認められるが、永続性の面では地方公共団体の方がより適格性が高いと考えられる。」とされています。

【参考7】大都市における人口10万人あたりの公営墓地区画数比較（令和元年）

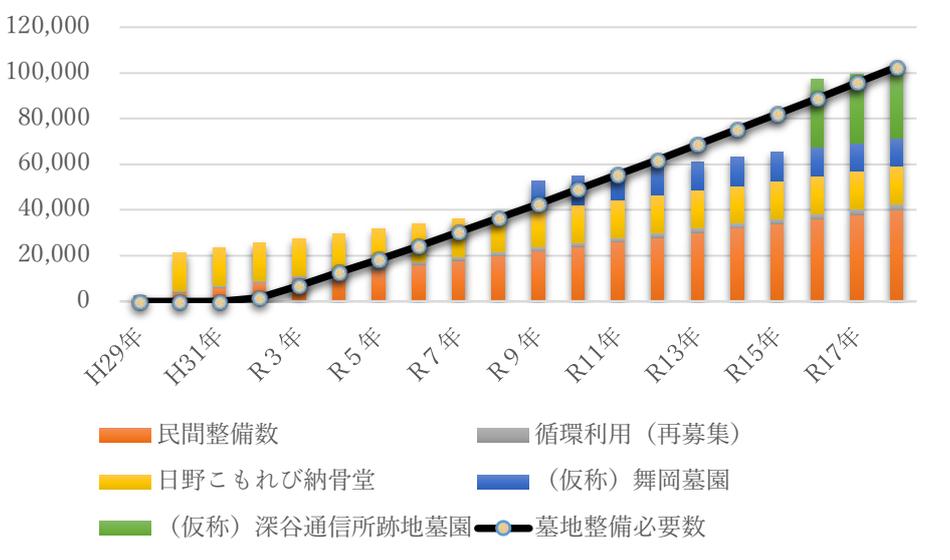
順位	都市名	人口10万人あたりの区画数
1	仙台市	6,225
2	神戸市	5,130
3	千葉市	4,099
4	川崎市	2,512
5	熊本市	2,484
6	北九州市	2,473
7	名古屋市	2,426
8	札幌市	2,409
9	大阪市	2,194
10	浜松市	2,034
11	堺市	1,887
12	さいたま市	1,830
13	東京都	1,791
14	静岡市	1,419
15	横浜市	1,215
16	相模原市	1,156
17	広島市	1,081
18	岡山市	804
19	福岡市	689
20	新潟市	538

※R2 第67回大都市公営総務事業協議会資料より

※京都は区画数不明のため、集計外。

※区画数は一般墳墓のみです。ただし、各都市によって、墓地区分、区画数算定方法が異なることがあります。

※人口出典 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年1月1日現在）」

<p>事業の効果</p>	<p>【整備効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加する墓地需要への量的供給 <p>平成22年度の墓地問題研究会の報告及び平成29年度実施の市民アンケート調査結果から、平成29年から令和18年までの20年間で公民併せて約10万区画の墓地を新たに整備する必要があると見込んでいます。</p> <p>このうち約4万区画は民間で整備される見込みのため、公共事業としては約6万区画の整備が必要となります。その約6万区画のうち、日野こもれび納骨堂（平成30年度に供用開始）と（仮称）舞岡墓園（令和8年度完成予定）で併せて約3万区画を整備する予定のため、本事業では残りの約3万区画を整備することで増加する墓地需要に対応します。</p> <p>【参考8】 墓地整備必要数</p>  <p>・多様化する市民ニーズへの対応</p> <p>H29年市民アンケート調査の結果（【参考4】及び【参考5】）から「個々に区画されたお墓」や「公園機能を持った墓地」へのニーズの高さが分かります。（仮称）深谷通信所跡地墓園では、個々に区画された芝生型納骨施設約15,000区画に加え、墓じまいニーズや跡継ぎ問題に対応する合葬式納骨施設約30,000体分を有する公園型墓園を整備します。</p>
<p>環境への配慮</p>	<p>設計を実施していく段階で、環境負荷の低減などを検討していきます。また、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき、墓地の敷地内に面積の35%以上の緑地を設けます。</p> <p>横浜市環境影響評価条例に基づき手続を行います。「別紙3」</p>
<p>地域の状況等</p>	<p>深谷通信所返還対策協議会をはじめ地元の市民を中心に跡地利用に関しての意見や要望を聞きながら、様々な機能や施設の導入を検討のうえ、「深谷通信所跡地利用基本計画（案）」（平成29年7月）を公表し、市民意見募集を行いました。</p>

	<p>その後、市民意見を取りまとめ、跡地利用の基本方針として「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成30年2月）を策定しました。</p> <p>事業の実施にあたっては、引き続き周辺施設及び地元自治会・町内会等に説明を行い、ご意見を伺ってまいります。</p>
事業手法	公共発注方式
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 横浜市中期4か年計画2018～2021（抜粋） ・別紙2 深谷通信所跡地利用基本計画（平成30年2月）（抜粋） ・別紙3 環境影響評価方法書説明会チラシ ・別紙4 現況写真 <p>深谷通信所跡地利用基本計画（平成30年2月） https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/kichi/beigun/atochi-fukaya.html</p>
担当部署	健康福祉局 健康安全部 環境施設課（TEL 671-4387）

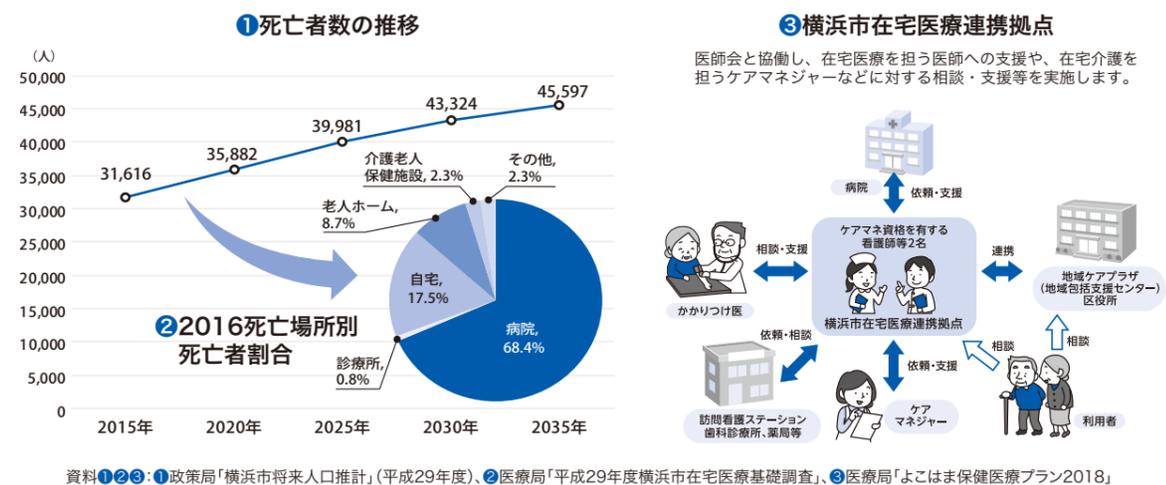
地域で最後まで安心して暮らせる 在宅医療・介護連携等の推進

◆ 政策の目標・方向性

- 医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するため、在宅医療連携拠点を軸とした**医療介護連携の強化**と、人材の確保・育成等の**在宅医療提供体制の構築**を推進します。
- 医療・介護・保健福祉の**多職種連携**を進め、状況に合わせたきめ細かい支援に取り組みます。
- 市民一人ひとりが自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、**本人による自己決定を支援するための取組**を進めます。
- 在宅医療や人生の最終段階（看取り等）に係る**市民理解の促進のための普及・啓発**を進めます。
- 火葬や墓地の需要に対応するために、新たな斎場の整備や市営墓地の整備を進めます。**

◆ 現状と課題

- 市民が、病気を抱えても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、医師会等と協力して**在宅医療連携拠点を全区に設置**しました。
- 内閣府の調査※によると高齢者の二人に一人が「自宅で最期を迎えること」を希望しており、その希望に添えるよう、在宅医療・介護の提供体制を整えることが求められています。
- 市民・専門職ともに、在宅医療のことや人生の最終段階の医療について学び、さらに**理解を深めるための場づくり**が必要です。
- 在宅医療連携拠点と医療機関や地域ケアプラザ、関係団体との連携を進めていますが、高齢者一人ひとりの多様なニーズに応じて、**多職種が連携した一体的なケアの提供を実現**していくため、在宅医療のさらなる充実が必要です。また、医療の発展等を背景に在宅医療が必要な小児等が増加している中、小児の在宅医療を担う医師や訪問看護師を増やしていくことや、医師の確保や負担を軽減するためのシステムづくりを進めるなど、**医師が在宅医療に取り組む環境の整備**が急務となっています。
- 市民が人生の最終段階において、「在宅で医療・介護サービスを受けながら、最後まで安心して過ごす」ことを選択肢の一つとしてイメージすることができるよう**情報発信**が必要です。
- 超高齢社会の到来による死亡者数増加を踏まえ、新たな斎場や墓地を整備する必要があります。**



※ 内閣府「平成24年度高齢者の健康に関する意識調査」
「万一、あなたが治る見込みがない病気になった場合、最期はどこで迎えたいですか。」自宅54.6%

● 指標

指標	直近の現状値	目標値 (33年度末)	所管
1 在宅看取り率※ ¹	21.5% (28年)	27.0% (32年)	医療局
2 退院調整※ ² 実施率	73.3% (29年度)	78%	医療局

※¹ 在宅看取り率：総死亡者数のうち、在宅（自宅、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等）において、かかりつけ医等に看取られた市民の割合
 ※² 退院調整：介護保険を利用している患者が居宅への退院準備をする際に、病院からケアマネジャーに引き継ぐこと

● 主な施策 (事業)

1	在宅医療提供体制の充実・強化	所管	医療局、区
想定事業量	地域包括ケアシステム構築に向け、18区の在宅医療連携拠点を中心に、医療と介護が切れ目なくかつ効率的に提供されるよう連携を図るとともに、医師の負担軽減のためのシステムづくりを進めます。また、小児を対象とする在宅医療の充実を図ります。	在宅医療連携拠点等での多職種連携事業実施回数 1,550回 (4か年) 【直近の現状値】29年度：360回/年	計画上の見込額 16億円

2	多職種(医療・介護・保健福祉)の連携強化	所管	健康福祉局、医療局、区
想定事業量	利用者の状況に合わせて医療・介護・保健福祉が一体的に提供できるよう、医療・介護・福祉等の関係者が参加し、地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげる地域ケア会議を開催します。また、包括的・継続的なケアマネジメントの推進のため、医療・介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修の実施等により、連携を強化します。	地域ケア会議開催回数 745回/年 【直近の現状値】29年度：598回/年	計画上の見込額 15億円

3	【新規】本人による自己決定支援	所管	健康福祉局、区
想定事業量	これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考えるきっかけとなるエンディングノートの作成、活用のための講座の開催や、人生の最後まで自分らしく生きることに関心を持ち、理解を深めるための啓発や各種情報を提供する媒体の作成などの取組を行います。	エンディングノート活用のための講座開催 全区で実施 【直近の現状値】29年度：-	計画上の見込額 0.4億円

4	在宅医療や看取り等にかかる市民理解の促進	所管	医療局、健康福祉局、区
想定事業量	在宅医療についての講演会や在宅医療サロン等を開催し、市民及び専門職の理解を促進するとともに、在宅医療の普及・啓発を進めます。また、市民が人生の最終段階を安心して過ごすための体制づくりを行います。	市民啓発講演会や在宅医療サロン等の開催 ①開催数 420回 (4か年) ②参加者数 13,400人 (4か年) 【直近の現状値】29年度：①51回/年 ②4,421人/年	計画上の見込額 16億円

5	新たな斎場及び市営墓地の整備	所管	健康福祉局
想定事業量	今後も増加が見込まれる火葬や墓地の需要に対応するため、東部方面(鶴見区)で新たな斎場の整備を行います。また、舞岡地区で緑豊かな公園型墓園の整備を進めるとともに、大規模施設跡地等を対象とした新たな墓地整備を検討します。	①舞岡地区新墓園 供用開始 ②東部方面斎場(仮称) 設計完了 【直近の現状値】29年度：①実施設計 ②基本調査	計画上の見込額 57億円

1 計画の位置付けと方向性

(1) 背景・目的

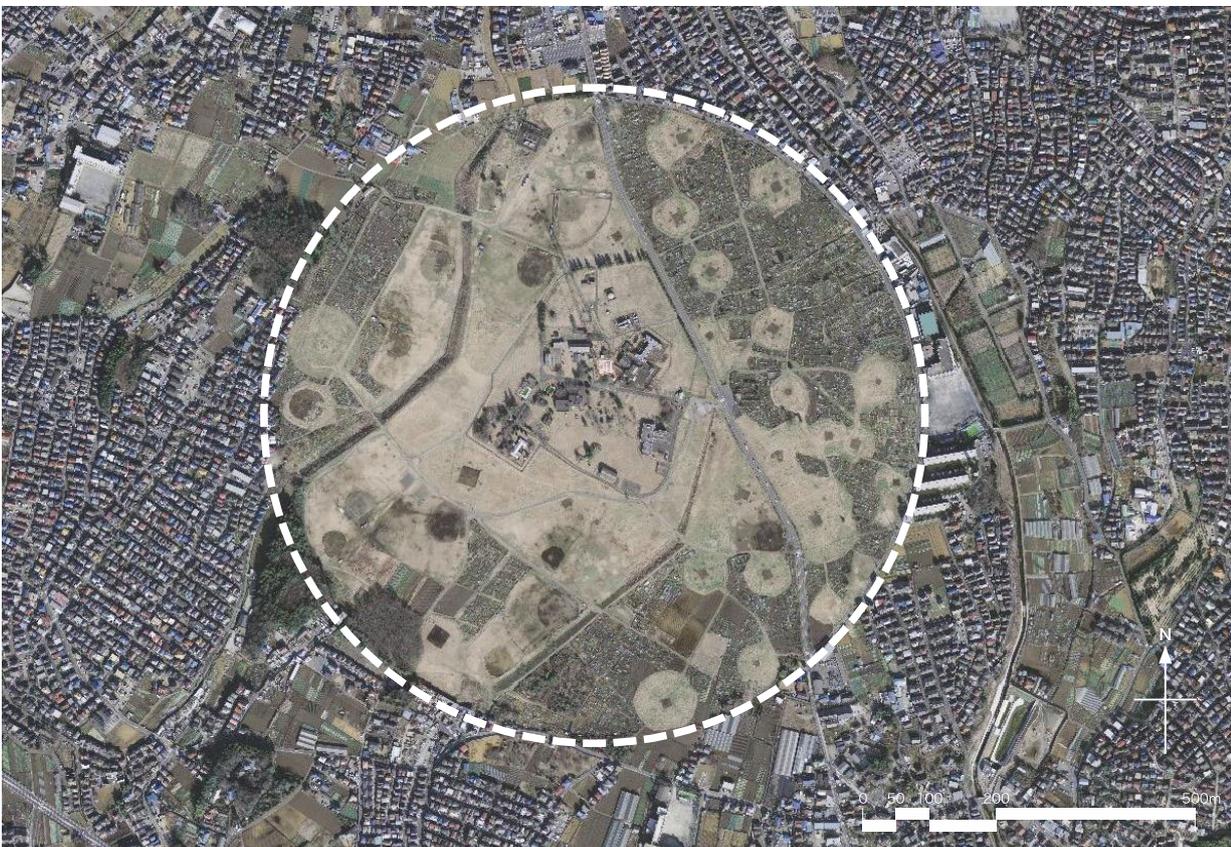
旧深谷通信所は、戦時中に地元で「深谷通信隊」と呼ばれていた旧日本海軍の通信施設（正式名称：東京海軍通信隊戸塚分遣隊）でした。西太平洋海域での送信力強化を目的として、昭和16年に敷地の買収、整地が行われ、昭和19年3月に開隊しました。正確な理由は不明ですが、敷地は、直径約1kmの円形となっており、大正2年に建設された直径約800mの円形の船橋分遣隊（千葉県）を先例として、それを上回る「東洋一」を目指していたようです。

戦後、昭和20年に通信施設用地として米軍に接収され、平成16年の日米政府間における返還方針合意を経て、平成26年6月に返還されました。この間に米軍施設返還跡地利用指針、横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画を策定し、返還後の跡地利用計画を検討してきました。その中で、「自然・スポーツ・文化など広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指す」としています。また、**地元の市民を中心に、これまで跡地利用に関して様々な意見や要望をいただいております。それらを踏まえた機能や施設の導入を検討してきました。**

本市では、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、健康寿命の延伸、都市インフラの老朽化など社会情勢の変化を受けて、郊外部の再生・活性化、都市インフラの強化、市民の健康づくり、緑の保全・創出、災害に強いまちづくりなどへの対応を図っています。

このような背景から、旧深谷通信所では、災害時に広域的な防災拠点として利用できる防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を目指します。また、**全市的な課題を解決するために、将来的に不足が懸念されている墓園や広域道路ネットワークと連携した道路の整備を目指します。**

本計画は、旧深谷通信所の整備の具体化に向けて、跡地利用の基本方針を定めるものです。



旧深谷通信所航空写真

出典：泉区区民生活マップ（2009年1月撮影）



(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業
 (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会開催のお知らせ

令和3年9月

「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業」(以下、「公園整備事業」とします。)及び「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業」(以下、「墓園整備事業」とします。)について、横浜市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価方法書」(以下、「方法書」とします。)を作成しましたので、その概要と縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

1 方法書の縦覧、閲覧及び意見書の提出について

各事業の方法書は、下表のとおり縦覧及び閲覧を行います。方法書はどなたでもご覧になれます。また、方法書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、以下に示す期間中に意見書を提出することができます。

■方法書の縦覧及び閲覧について

縦覧	期間	令和3年9月24日(金)から令和3年11月8日(月)まで ※土・日・祝日を除く	
	場所及び時間	①環境創造局環境影響評価課(中区本町6丁目50番地の10 市役所28階) 時間:午前8時45分～午後5時15分 ②泉区役所区政推進課(泉区和泉中央北5丁目1番1号 泉区総合庁舎3階) 時間:午前8時45分～午後5時 ③戸塚区役所区政推進課(戸塚区戸塚町16番地17 戸塚区総合庁舎9階) 時間:午前8時45分～午後5時	
閲覧	開始予定日	令和3年9月24日(金)	
	場所	①横浜市 環境アセスメントのホームページ URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html ②横浜市中央図書館、泉図書館、戸塚図書館 (閲覧時間、休館日は各施設によって異なります。)	

■意見書の提出について

提出期間	令和3年9月24日(金)から令和3年11月8日(月)まで ※窓口への持参は土・日・祝日を除く		
提出方法	①又は②の方法で提出してください。 ①意見書用紙に記入して、以下の提出先へ持参又は郵送(当日消印有効)にて提出 ※縦覧場所窓口で意見書用紙を配布しております。横浜市ホームページからも入手可能です。 両事業とも提出先は同じです。 提出先:環境創造局環境影響評価課(〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10 市役所28階) ②ホームページから電子申請で提出 横浜市 環境アセスメントのホームページ URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html		

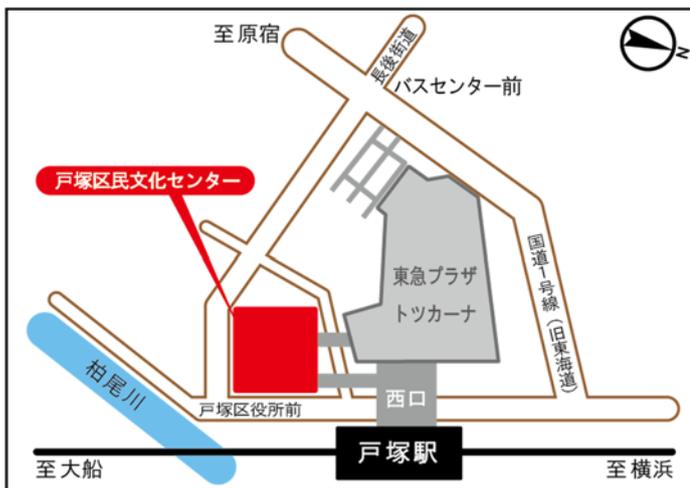
2 説明会の開催

横浜市環境影響評価条例に基づき、以下のとおり説明会を開催します。

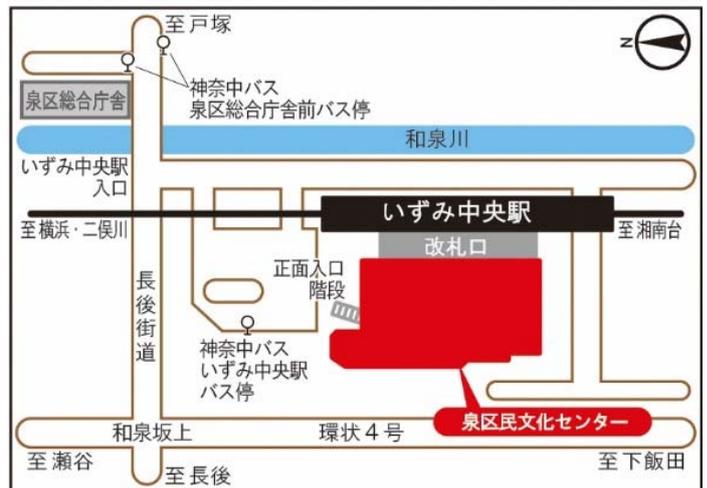
■日程及び会場について

日程		会場	定員
10月8日(金)	午後7時～午後8時30分 (予定) 【午後6時30分開場】	戸塚区民文化センター さくらプラザ (戸塚区戸塚町16番地17)	先着160名
10月10日(日)			
10月17日(日)	午後7時～午後8時30分 (予定) 【午後6時30分開場】	泉区民文化センター テアトルフォンテ (泉区和泉中央南5丁目4番13号)	先着160名
10月18日(月)			

【戸塚区民文化センター】



【泉区民文化センター】



■連絡事項

- ・各回とも内容は同じです。説明後、質疑応答を行います。
- ・申し込みは不要です。当日直接お越しください。
- ・手話通訳をご希望の方は当日受付でお申しつけください。
- ・両会場とも有料駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。
- ・当説明会は、国の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施します。
- ・ご来場にあたりマスク着用、手洗い消毒、体温測定、ソーシャルディスタンスの確保等のご協力をお願いします。なお、座席間隔を開けるため、定員160名とさせていただきます。
- ・入場前に検温し、37.5℃以上の発熱がある場合は入場をお断りします。
- ・保健所等の公的機関による調査の対応を行うため、受付で氏名、連絡先を記入していただきます。
- ・その他会場内では、職員の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染拡大の状況により、開催を中止させていただく場合がございます。説明会が中止となった場合、横浜市ホームページ(次ページ、動画の「公開先」)でお知らせします。最新の情報をご確認ください。説明会が中止となった場合でも、意見書の提出は可能です。

なお、ホームページをご覧になれない方は、建築局都市計画課までお問い合わせください。

3 説明動画の配信について

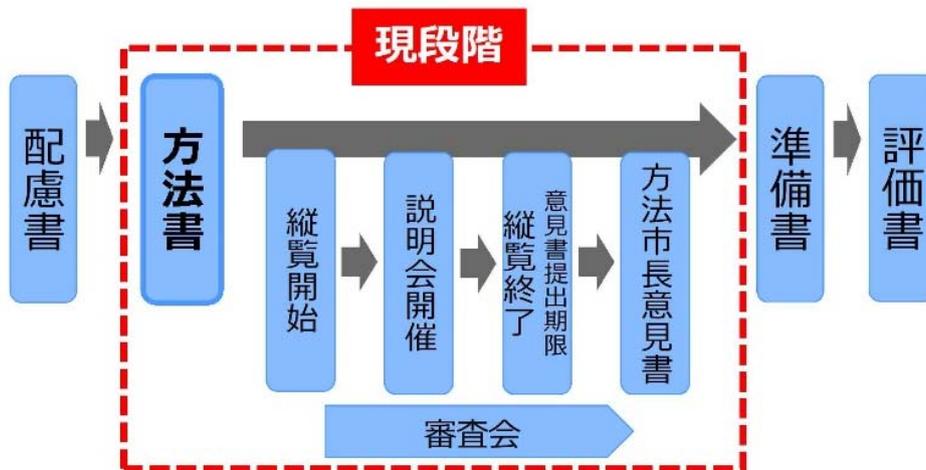
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での説明内容と同様の「説明動画」をインターネット上で公開します。インターネットをご利用いただける方は、是非こちらをご利用ください。

■公開日時及び公開先について

公開日時	公開先
10月1日(金) 午前9時 から 10月18日(月) 午後8時30分 まで	【横浜市ホームページ】 URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kankyo/ 

4 環境影響評価の手続の流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴く等の手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続の流れは次のとおりで、現在は方法書の段階となります。



<配慮書>

事業の計画を立案するにあたり、環境の保全について配慮すべき事項について検討を行い、その内容を記載したもの。

<方法書>

環境の事前調査及び影響の予測・評価をする項目や調査・予測の手法等を記載したもの。

<準備書>

方法書等に基づき、環境の事前調査及び影響の予測・評価をした結果等を記載したもの。

<評価書>

市長や住民等の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加え、環境影響評価の最終的な評価を記載したもの。

5 公園整備事業 都市計画対象事業の概要

本事業に係る施設は都市施設として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第 46 条の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【当該対象事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
都市計画対象事業の名称	(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業
都市計画対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設 (第 1 分類事業) 敷地面積：約 48ha 形質変更区域面積：約 48ha ※事業全体(対象事業実施区域)の面積：約 48ha
対象事業実施区域	横浜市区泉区和泉町、中田町地内

6 公園整備事業 都市計画対象事業の計画内容

横浜市では、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、健康寿命の延伸、都市インフラの老朽化等、社会情勢の変化を受けて、郊外部の再生・活性化、都市インフラの強化、市民の健康づくり、緑の保全・創出、災害に強いまちづくり等への対応を図っています。

このような背景から、本事業において、災害時に広域的な防災拠点として利用できる等の防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を目指します。

■ゾーニング

A：ふれあいとにぎわいの広場ゾーン（公園整備事業）

B：スポーツパークゾーン（公園整備事業）

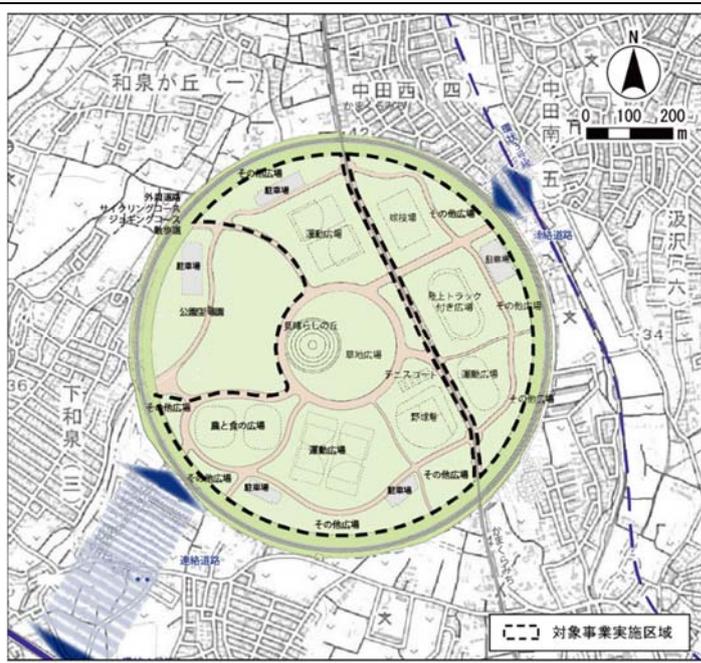
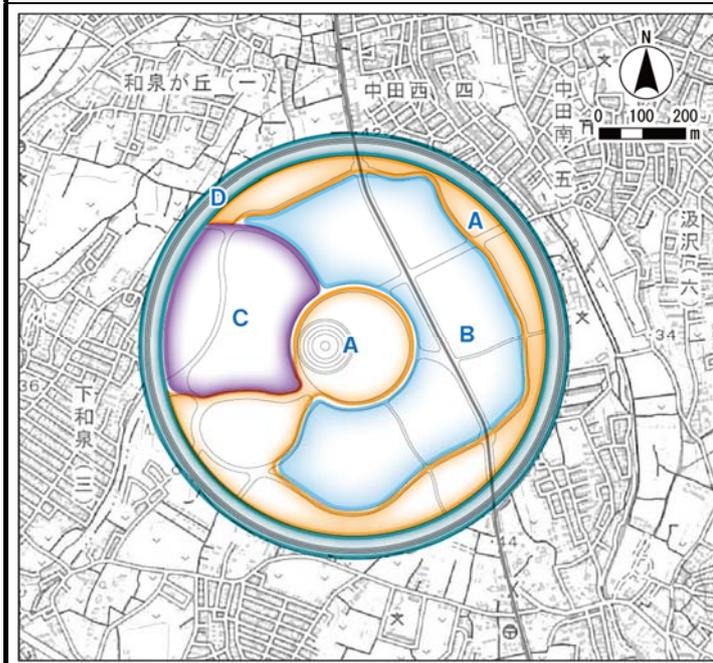
C：緑とやすらぎのメモリアルゾーン（墓園整備事業）

D：外周道路ゾーン（墓園整備事業）

■施設配置計画

深谷通信所跡地の中央には、施設全体の象徴的な施設として広大な草地広場と見晴らしの丘を配置します。その外側には、地域や広域の市民が利用するスポーツ施設、さらにその外側に周辺地域の方々が日常利用する広場等を配置します。

なお、施設や駐車場の種類、配置、数等は決定したものではありません。今後、詳細を検討します。



【出典：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市 平成 30 年 2 月）】

■今後のスケジュール

本事業は、令和5年度の都市計画決定を目指して環境影響評価等の手続を進め、手続終了後5年以内の着工準備期間を経て、工事に着手します。

早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用し、着工後15年程度で全面供用開始を想定しています。

7 公園整備事業 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、「横浜市環境影響評価技術指針」の「環境影響評価項目」を踏まえ、環境への影響を予測・評価する項目を17項目選定しました。

選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上で、事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	細目	区分	工事中			供用時		
				建設行為等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の供用	
							利用の変化 施設の存在・土地	施設の運営	来園車両等の走行
地球環境への負担の低減	温室効果ガス	温室効果ガス	—	○	○	—	—	—	
		身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	○	—	—	○
植物	植物		○	—	—	○	—	—	
生態系	生態系		○	—	—	○	—	—	
	水循環	地下水水位及び湧水の流量	○	—	—	○	—	—	
		河川の形態、流量	○	—	—	○	—	—	
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	—	—	—	—	○	—	
		産業廃棄物	○	—	—	—	○	—	
		建設発生土	○	—	—	—	—	—	
	大気質	大気汚染		—	○	○	—	—	○
		水質・底質	公共用水域の水質	○	—	—	○	—	—
			公共用水域の底質	○	—	—	—	—	—
	地下水の水質		○	—	—	○	—	—	
	土壌	土壌汚染		○	—	—	—	—	
	騒音	騒音		—	○	○	—	—	○
	振動	振動		—	○	○	—	—	○
	地盤	地盤沈下		○	—	—	○	—	—
	悪臭	悪臭		○	—	—	○	—	—
安全	火災・爆発		○	—	—	○	—	—	
	有害物漏洩		○	—	—	○	—	—	
快適な地域環境の確保	地域社会	交通混雑	—	—	○	—	—	—	○
		歩行者の安全	—	—	○	—	—	—	○
	景観	景観		—	—	—	○	—	—
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場		—	—	○	○	—	○

〔凡例〕 ○：選定した項目 —：選定しない項目

8 墓園整備事業 都市計画対象事業の概要

本事業に係る施設は都市施設として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第46条の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【当該対象事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
都市計画対象事業の名称	(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
都市計画対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設：第2種特定工作物の新設（墓園）（第1分類事業） 第2種特定工作物の新設に係る面積：約12ha（市街化調整区域） ※事業全体（対象事業実施区域）の面積：約27ha ※外周道路：約15ha
対象事業実施区域	横浜市泉区和泉町、中田町地内

9 墓園整備事業 都市計画対象事業の計画内容

横浜市では、平成29年から20年間で、約77万人の死亡者推計をしています。また、墓地に関する市民アンケート調査等より、公民あわせて約10万区画の墓地整備が必要だと考えています。そのため納骨堂の整備や大規模施設跡地等を対象とした、緑豊かな墓園の整備を計画しています。

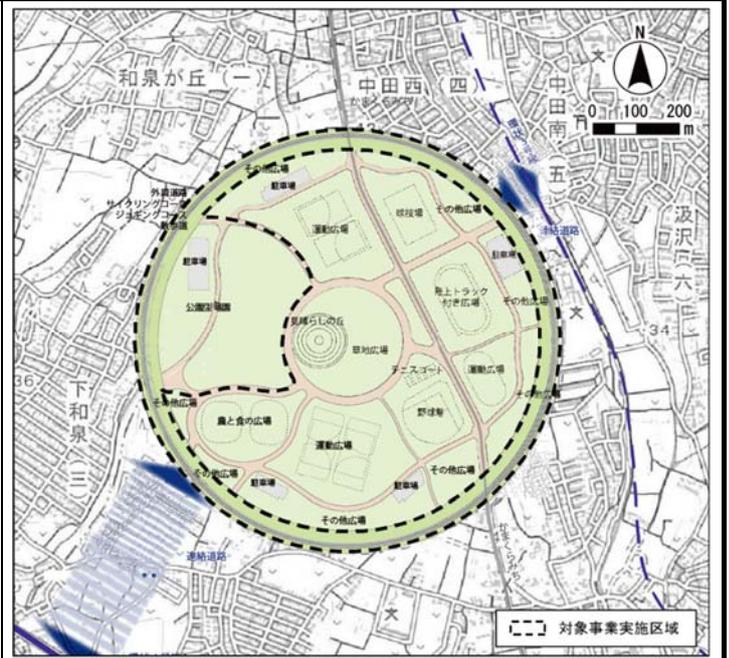
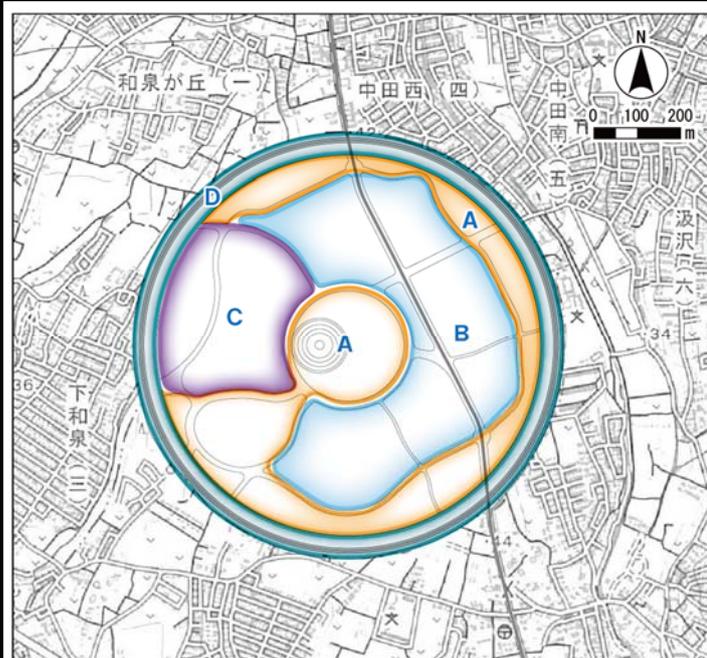
このような状況を鑑み、本事業のうち墓園事業においては、約12haの墓園を整備します。また、本事業のうち外周道路事業においては、車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でジョギング、サイクリング等を楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約50mの道路を整備します。

■ゾーニング

- A：ふれあいとにぎわいの広場ゾーン（公園整備事業）
- B：スポーツパークゾーン（公園整備事業）
- C：緑とやすらぎのメモリアルゾーン（墓園整備事業）
- D：外周道路ゾーン（墓園整備事業）

■施設配置計画

広域的な利用が想定される墓園は、交通利便性、土地利用状況等を考慮して配置します。また、対象事業実施区域の外周部には、車道や歩道機能に加え、健康づくりにも寄与する外周道路を配置します。
 なお、施設や駐車場の種類、配置、数等は決定したものではなく、今後、詳細を検討します。



【出典：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市 平成30年2月）】

■今後のスケジュール

本事業は、令和5年度の都市計画決定を目指して環境影響評価等の手続を進め、手続終了後5年以内の着工準備期間を経て、工事に着手します。

本事業のうち墓園事業は、着工後5年程度での工事完了を想定し、外周道路事業は、完成した場所から順次部分供用し、着工後15年程度で全線供用開始を想定しています。

10 墓園整備事業 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、「横浜市環境影響評価技術指針」の「環境影響評価項目」を踏まえ、環境への影響を予測・評価する項目を16項目選定しました。

選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上で、事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

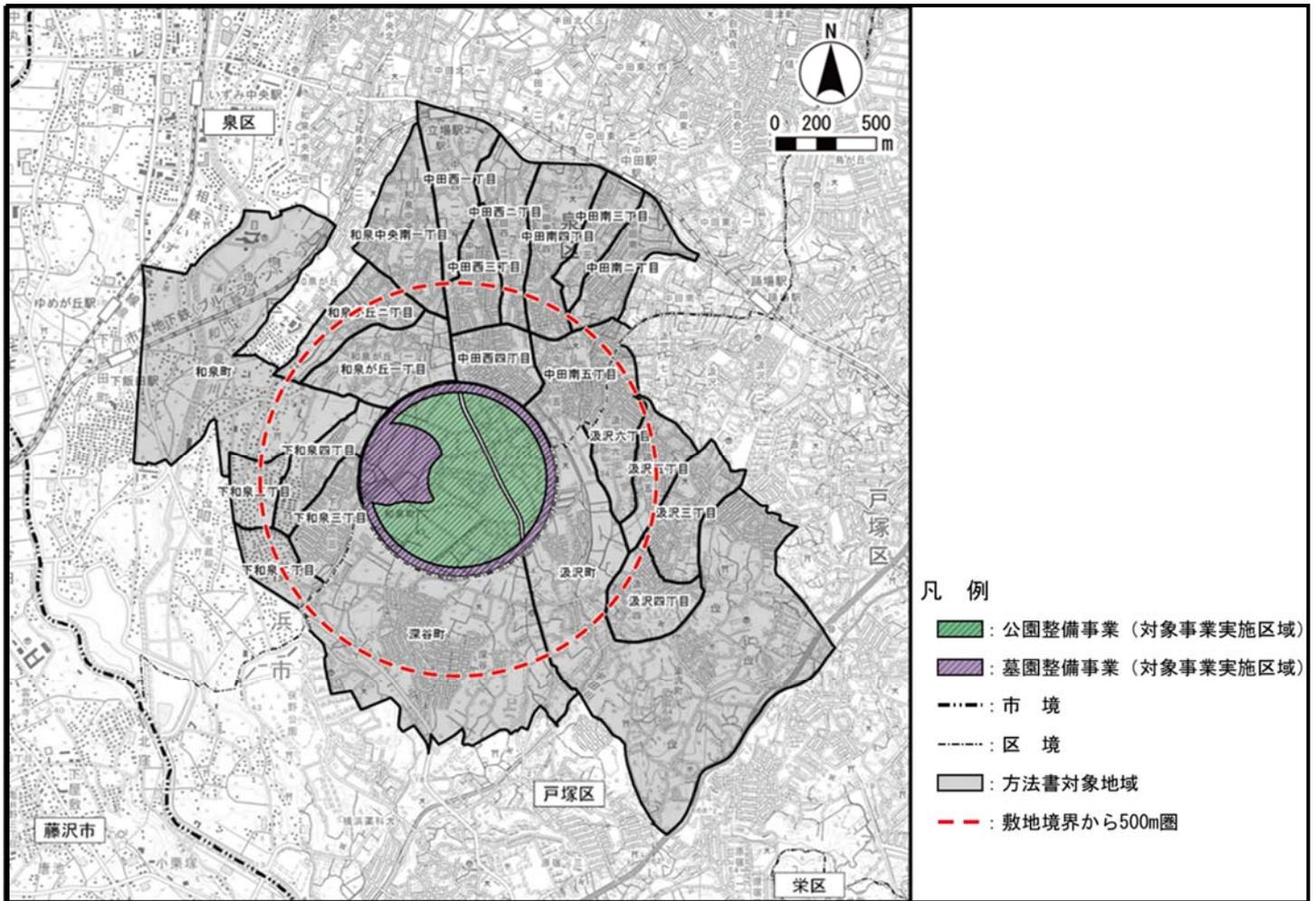
■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	環境影響要因 細目	工事中			供用時			
			建設行為等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の供用		
						施設の存在・土地 利用の変化	施設の運営	来園車両等の走行	
地球環境への負担の低減	温室効果ガス	温室効果ガス	—	○	○	—	—	—	
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	○	—	—	○	—	—	
		植物	○	—	—	○	—	—	
		生態系	○	—	—	○	—	—	
	水循環	地下水位及び湧水の流量	○	—	—	○	—	—	
河川の形態、流量		○	—	—	○	—	—		
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	—	—	—	—	○	—	
		産業廃棄物	○	—	—	—	○	—	
		建設発生土	○	—	—	—	—	—	
	大気質	大気汚染	—	○	○	—	—	○	
		水質・底質	公共用水域の水質	○	—	—	○	—	—
			公共用水域の底質	○	—	—	—	—	—
	騒音	地下水の水質	○	—	—	○	—	—	
		騒音	—	○	○	—	—	○	
		振動	—	○	○	—	—	○	
		地盤	○	—	—	○	—	—	
悪臭	悪臭	○	—	—	○	—	—		
	安全	火災・爆発	○	—	—	○	—	—	
快適な地域環境の確保		地域社会	交通混雑	—	—	○	—	—	○
	歩行者の安全		—	—	○	—	—	○	
	景観	景観	—	—	—	○	—	—	
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	—	—	○	○	—	○	

〔凡例〕 ○：選定した項目 —：選定しない項目

11 方法書対象地域

「横浜市環境影響評価条例」による方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、大気汚染、騒音、振動、地域社会、景観等の影響を考慮し、事業の実施により環境に影響があると見込まれる範囲として深谷通信所跡地の敷地境界から約 500m 圏の範囲の町丁全域としました。



【公園整備事業・墓園整備事業】方法書対象地域は、以下に示す町丁の全域

（戸塚区）深谷町、汲沢町、汲沢三丁目、汲沢四丁目、汲沢五丁目、汲沢六丁目

（泉区）和泉町、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉中央南一丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西三丁目、中田西四丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、中田南五丁目

※上記の地域にお住まいの皆様には本「お知らせ」を配布しています。

12 お問合せ先

<環境影響評価手続について>

横浜市環境創造局環境影響評価課

TEL : 045-671-2495 FAX : 045-663-7831

<都市計画手続、説明会の開催について>

横浜市建築局都市計画課

TEL : 045-671-2657 FAX : 045-550-4913

<方法書及び事業計画の内容について>

【公園整備事業】

横浜市環境創造局公園緑地整備課

TEL : 045-671-4615 FAX : 045-671-2724

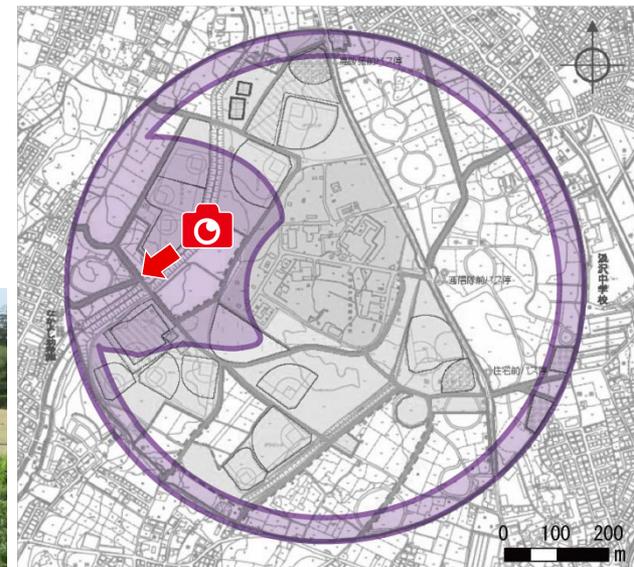
【墓園整備事業】

横浜市健康福祉局環境施設課

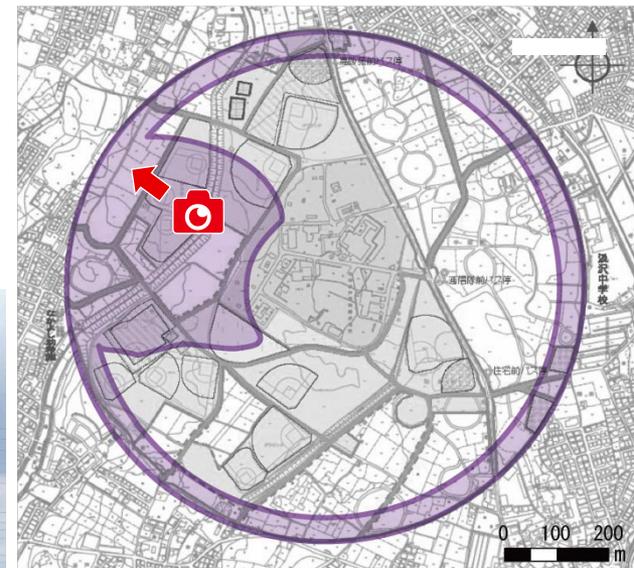
TEL : 045-671-4387 FAX : 045-664-6753

事業計画区域の状況

事業計画区域の状況（墓園予定地）



事業計画区域の状況 (墓園予定地)



事業計画区域の状況（墓園予定地）

